

GOLSITE利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社ケービーピー(以下「当社」という。)が「GOLSITE」の名称で運営する施設(以下「当クラブ」という。)の入退会や利用に関し適用されるものとします。

第2条（会員制度）

- (1) 当クラブは会員制とします。
- (2) 当クラブへ入会しようとするときは、本規約を承諾し、Webにて会員登録、申し込みを行うものとします。
- (3) 会員は、利用するクラブが入居する施設内の諸規則、その他クラブが定める規則を全て遵守しなければなりません。
- (4) 法人会員は、別途定める法人向けの利用規約を承諾し、所定の契約を締結する必要があります。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。

- (1) 本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者
- (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。)のある者で、当クラブ内(当クラブ館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。)においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
- (4) 過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またそれらに属する者と 関係を有する者とクラブが判断した者
- (5) 医師等により運動を禁じられている者
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (7) 以下の年齢に達していない者 当クラブ：18歳(成年)に達していない者
- (8) 所属する学校または団体において当クラブへの入会が禁じられている者
- (9) 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
- (10) 公序良俗に反する行為が認められる者

第4条（月会費、入会金、チケット料金等）

- (1) 月会員は、会費やチケット等を、当クラブ所定の方法で支払うものとします。
- (2) 月会費の支払いは前払い方式とします。支払い時期は、翌月分を当月20日に当クラブ指定の方法にて支払うものとします。
- (3) 会員プラン契約の際には、入会に関する初期費用(入会金等)、及び初月会費(日割り計算)、2ヶ月目の月会費を支払うものとします。
- (4) チケット料金及びその他料金は、その都度支払うものとします。
- (5) プラン変更手続きは、変更を希望する前月の19日までにを行うものとします。変更希望月の初日をもってプラン変更とし、変更後の月会費が適用されます。
- (6) 各月の20日以降にプラン変更手続きがとられた場合は、翌々月の初日をもってプラン変更とし、変更後の月会費が適用されます。

- (7) 会員は、実際の当クラブ利用の有無にかかわらず、当クラブが別途定める月会費を全て支払う義務があります。一旦支払った月会費は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- (8) 当クラブにて購入された各種チケットにつきましては返金対応できません。チケットの有効期間内にチケットをご利用ください。
- (9) チケットによる利用予約をした場合、別途当クラブが定めるキャンセル可能時間内にキャンセルした場合は有効期限を保持したままチケットとして返品されます。一方、キャンセル可能時間内にキャンセルがなかった場合、実際の当クラブ利用の有無にかかわらず、チケットは利用されたものとして消費されます。
- (10) 当クラブは、月会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の月会費等が適用されるものとしします。
- (11) 使い放題プランを契約する者で、別途当クラブが定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがなく、予約時間内にチェックインが行われない場合は、無断キャンセル扱いとなり、当クラブからの忠告にも関わらず無断キャンセルが続く場合には、強制退会等させていただきます。
- (12) 使い放題プランを契約する者に対して、クラブの利用状況により打席の連続使用を制限する場合があります。
- (13) キャンペーンにより入会時の料金が割引が適応された場合、最低でも6カ月は当クラブに所属していただくことを前提といたします。もしも6カ月を満たずして退会手続きをされた場合は、退会時に違約金として値引き分の金額を請求させていただきます。

第5条（入退館管理システム）

- (1) 当クラブは、会員に対し、入退館管理システムのアプリケーション、その他当クラブ利用のために必要なシステムの使用を許諾します。（以下、当該システムを「メンバーコード」という。）
- (2) 会員が当クラブに出入りする際には、メンバーコードを使用するものとし、会員本人がメンバーコードを使用できない場合は、当クラブに入退館することはできません。
- (3) メンバーコードは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有するのみが使用でき、他の者が使用することはできません。
- (4) 会員は、当クラブがメンバーコードの提示を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- (5) 会員は、メンバーコードを第三者に貸与することはできません。但し、当社が別途許諾した場合には、この限りではありません。
- (6) 当クラブは、会員が会員資格を喪失した場合又は第14条に定める制限を受けた場合、メンバーコードを使用できなくする措置を講じることができます。

第6条（当クラブの利用制度）

- (1) 利用できる時間帯は、営業日の営業時間内とします。
- (2) 営業日・営業時間内であれば、当クラブのスタッフが在駐しない場合でも、会員自身で設備を利用できるものとしします。
- (3) 利用できる設備は次のとおりとし、これ以外の設備は利用できません。
 - i ゴルフシミュレーター打席

ii フィットネススペース

iii 更衣室、トイレ、休憩スペース

- (4) 会員は、体調不良等の場合、当施設の利用を控えるものとします。
- (5) 会員は、設備の利用方法が不明な場合、当社から必要な説明を受け、理解した上で利用するものとします。
- (6) 会員は、設備の利用に適した服装で利用するものとします。
- (7) 会員は、設備の利用後、会員自身で利用前の状態に戻さなければなりません。
- (8) 会員は、当社が防犯目的で当施設内(更衣室・トイレを除く。)に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾します。
- (9) 会員は、設備を破損・汚損等した場合又は設備が故障した場合等は、速やかに当クラブに申告・連絡しなければなりません。
- (10) 火災、地震等の自然災害等が発生した場合、会員自身の責任と判断において避難等をするものとします。
- (11) 会員同士の間で生じた係争やトラブルについても、一切関与せず、当社は責任を負いません。

第7条 (会員以外の当クラブの利用)

当クラブは会員以外の方の利用は原則できません。但し、以下の場合に限り、会員でなくとも当クラブを利用できるものとします。この場合において、当クラブ利用者は会員でなくとも当規約に合意する必要があります。

- (1) 会員の同伴者：会員プランによって認められた人数を、会員は同伴者として当クラブに入館・利用させることができます。同伴者においても第3条（7項を除く）の資格が適用されるものとし、会員は同伴者にも第6条、第8条をはじめとした本規約を遵守させるよう監督責任を負います。未成年の同伴者の当クラブ利用も可能ですが、会員は未成年の同伴者に対して保護者としての責任を負うものとします。なお、プレー目的以外での当クラブへの同伴入館は認められません。
- (2) 初回体験者・ゲスト利用者：当クラブが許可する時間帯、打席においてのみ、所定のチケットを購入することで当クラブを利用できます。この場合、会員プランの契約はしなくとも基本的な個人情報、支払情報の登録等、当クラブへの入会手続きは行う必要があります。

第8条 (禁止行為)

- (1) 本規約、その他当クラブが定める規則、当クラブに掲示されたルール、慣習上のルール、当クラブの説明及び指示に反すること。
- (2) 当クラブ又はその敷地内において、物品販売や営業活動、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼、署名活動、宗教活動。
- (3) 刃物等の危険物や、他者又は当施設・器具を傷つける可能性のある物品を当クラブ及びその敷地内へ持ち込むこと。
- (4) 正当な理由なく他者の所持品に触れること。
- (5) 当クラブへの高額な金銭、物の持ち込み。
- (6) 当クラブの利用を認められていない者を同伴させること。

- (7) メンバーコードを第三者に譲渡又は貸与し、その他当社に無断で会員以外の第三者に使用させること。
- (8) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (9) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- (10) 正当な理由がなく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をすること。
- (11) 動物(承諾された介助犬は除く。)を当クラブ内に持ち込むこと。
- (12) 他の会員の当クラブ利用を妨げる行為をすること。
- (13) 当クラブの秩序を乱し、又はその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動をすること。
- (14) 当クラブ内での酒食。
- (15) 当クラブ内において以下の行為をすること。
 - i 打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング(横振り等)を行うこと。
 - ii プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。
 - iii 打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。
 - iv 備付のボール以外を使用すること。
 - v VIPルーム等予約していない打席への立ち入り。
- (16) 他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (17) 前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (18) 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為
- (19) 営利・転売目的で商品等を購入する行為
- (20) 同一人物が複数のIDを作成し本サービスを利用する行為
- (21) 当クラブのWEBサイト等に掲載される全ての情報(文章、写真、イラスト等)の著作権は、当社に帰属します。これらの著作権は、各国の著作権法、各種条約、その他の法律で保護されております。これらを会員が個人で利用する以外の目的で使用する行為

第9条 (入館の禁止・退去)

当クラブは、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、当施設への相当期間の入館禁止又は退去を命じることができます。

- (1) 本規約、その他当社が定める規則に違反した方。
- (2) 体調不良、薬物使用等により正常な利用ができないと判断された方。
- (3) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (4) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (5) 著しく不潔な身体または服装である方。
- (6) 本規約の手續に従わず、会員以外の者を入館させた方及び当該入館者。
- (7) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠った方。
- (8) 上記のほか、当社においてそれを命じることが適切であると判断された方。

第10条（退会）

- (1) 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、WEB上で退会手続きをしなければなりません。
- (2) 退会手続きは、退会を希望する前月の19日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。
- (3) 各月の20日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- (4) 月会費等の全部または一部が未納の場合は、第10条2項の退会手続きをするまでに完納しなければなりません。
- (5) 月会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- (6) 会員が自己都合により月会費等の全部もしくは一部の滞納が2か月間となった場合、規約退会とします。また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、当クラブが指定する方法で支払うものとし、その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第11条（届出等）

- (1) 会員は入会申込書等に記載した内容に変更及び、健康状態に変化があったときは、速やかに当社所定の手続きをもって変更の届出をしなければなりません。
- (2) 当クラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第12条（規約退会）

- (1) 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させることができます。
 - i 本規約および当クラブの諸規則を遵守しないとき。
 - ii 当クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当クラブの運営に影響を生じうると判断される時。
 - iii 当クラブにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。
 - iv 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
 - v 第10条6項に該当したとき。
 - vi その他、当クラブにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
- (2) 当クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から当クラブを使用することができません。
- (3) 当クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、当クラブは前納分または即払分の月会費等があっても、これを返還することはいたしません。
- (4) 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当クラブへの入会はできません。

第13条（会員資格の譲渡禁止等）

当クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定、その他担保に供する等の行為又は相続その他の包括継承はできません。

第14条（当施設の利用制限）

- (1) 当社は、次の各号の場合には、当クラブの全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、月会費等は発生しません。
 - i 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認められたとき。
 - ii 当クラブ、設備の点検、補修または改修をするとき。（緊急対応時も含む）
 - iii 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - iv その他当クラブの全部または一部の利用を制限する必要があると認めるとき。
 - v 会員及び第7条に規定する当クラブ利用者が、妊娠していることが判明したとき。
 - vi 会員及び第7条に規定する当クラブ利用者が、医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - vii 会員及び第7条に規定する当クラブ利用者が、当クラブ内において刺青（ファッションタトゥー及びタトゥーと判別することの困難なボディペインティング、シールを含む）を露出させた者。
- (2) 前項 i ～ iv の場合、事前にその旨を当クラブまたは当クラブのホームページ等にて告知します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第15条（当施設の閉鎖・変更）

- (1) 当クラブは、次の各号の場合には、当クラブの全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - i 気象・災害等により営業不能と認められたとき。
 - ii 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当クラブの経営上やむを得ない事由が発生したとき。
- (2) 当クラブの閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合のほかは、月会費等は発生し、代替利用等の特別の補償は行いません。

第16条（賠償責任）

- (1) 当社は、会員または同伴者が当クラブの利用に関して損害を負った場合または第三者に損害を与えた場合、当社に故意または重過失ある場合に限り、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、賠償の範囲は、現実に発生した通常損害に限られるものとします。
- (2) 会員または同伴者は、自己の責めに帰すべき事由により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかに、自己の責任において、その賠償責任を果たさなければなりません。
- (3) 自然災害・停電・駐車場（提携駐車場も含む）等におけるアクシデントについては、当社は責任を負いません。

第17条（通知予告）

本規約および当クラブの諸事情に関する通知または予告は、当クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等により行います。

第18条（準拠法、管轄裁判所）

- (1) 当クラブの利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
- (2) 当クラブの利用に関わる全ての紛争については、他に別段の定めのない限り、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第19条（本規約その他の諸規則の改定）

当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

附則. 本規約は 2023年 10月 1 日より発効します。

株式会社ケービーピー